

令和8年9月8日招集

市 議 会 9 月 定 例 会 議 案

( 一 般 議 案 )

新 発 田 市

| 議 案 番 号   | 件 名                                     |
|-----------|-----------------------------------------|
| 議 第 2 3 号 | 新発田市税条例の一部を改正する条例制定について                 |
| 議 第 2 4 号 | 新発田市手数料条例の一部を改正する条例制定について               |
| 議 第 2 5 号 | 新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について    |
| 議 第 2 6 号 | 新発田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について          |
| 議 第 2 7 号 | 新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例制定について       |
| 議 第 2 8 号 | 新発田市景観条例の一部を改正する条例制定について                |
| 議 第 2 9 号 | 新発田市下水道条例の一部を改正する条例制定について               |
| 議 第 3 0 号 | 新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議 第 3 1 号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（新発田市温泉活用施設紫雲の郷館）    |

議第 2 3 号

新発田市税条例の一部を改正する条例制定について

新発田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市税条例の一部を改正する条例

新発田市税条例（昭和３５年新発田市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２２条の６第２項中「第５条の６第２項」を「第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２５条の２第１項ただし書中「及び第２５条の３の３第１項」を「並びに第２５条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第２５条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第２５条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１２条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号におい

て同じ。) (退職手当等 (第40条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。) に係る所得を有する者に限る。) 又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) 若しくは特定親族 (退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等 (所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。) の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者 (当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。) であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。) 若しくは特定親族 (合計所得金額が85万円以下であるものに限る。) を有する者

第25条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他法施行規則で定める事項

第51条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「平成30年度から令和9年度まで」を「平成30年度以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第18条の3第1項」を「、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の3第1項」に、「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第15条の2第2項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に、「第34条の2第10項」を「第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡

に該当しないものとみなす。

附則第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 18 条の 2 の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 22 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 22 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 22 条の 5 から第 22 条の 7 まで、第 22 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 22 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 6 第 1 項前段、第 22 条の 7、第 22 条の 8 第 1 項、附則第 5 条第 1 項及び附則第 5 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 22 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第51条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第22条の6第2項の改正規定、附則第5条の4の改正規定（「第5条の6第2項」を「第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新発田市税条例（以下「新条例」という。）

第25条の3の3第1項及び第2項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第25条の3の3第1項の



規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の新発田市税条例第25条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特

例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の4の規定は、前条第3号に掲げる日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の2の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第 2 4 号

新発田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

新発田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市手数料条例の一部を改正する条例

新発田市手数料条例（平成１２年新発田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の額の特例）

- ４ 令和８年１２月１日から当分の間、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により証明書等の交付を受ける場合の第２条第１項第１号、第６７号、第７５号及び第７９号から第８１号までの適用については、同項第１号中「４５０円」とあるのは「３５０円」と、同項第６７号、第７５号及び第７９号から第８１号までの規定中「３００円」とあるのは「２００円」とする。

附 則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

議第 2 5 号

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新発田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成４年新発田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１０条を次のように改める。

### 第１０条 削除

別表動物の死体の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議第 2 6 号

新発田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について

新発田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

新発田市認可地縁団体印鑑条例（平成４年新発田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。



議第 2 7 号

新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例制定  
について

新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例

新発田市地域ふれあいルーム事業条例（平成１３年新発田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第４条の表中「新発田市大槻１２０番地」を「新発田市大槻４２１１番地４１４」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 2 8 号

新発田市景観条例の一部を改正する条例制定について

新発田市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市景観条例の一部を改正する条例

新発田市景観条例（平成２０年新発田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条各号列記以外の部分中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

### 附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

議第 2 9 号

新発田市下水道条例の一部を改正する条例制定について

新発田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 新発田市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 新発田市下水道条例（平成12年新発田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「1,430円」を「1,380円」に、「143円」を「150円」に、「154円」を「170円」に、「165円」を「178円」に、「176円」を「186円」に改める。

第2条 新発田市下水道条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「178円」を「184円」に、「186円」を「198円」に改める。

第3条 新発田市下水道条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「184円」を「190円」に、「198円」を「210円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和9年6月1日から、第2条の規定は令和10年6月1日から、第3条の規定は令和11年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和9年6月1日（以下「第1改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している公共下水道の使用で、第1改定日から令和9年6月30日までの間に使用料が確定するもの（第1改定日以後初めて使用料が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したものうち、第1改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第1改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第1改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額

に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 3 令和10年6月1日（以下「第2改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している公共下水道の使用で、第2改定日から令和10年6月30日までの間に使用料が確定するもの（第2改定日以後初めて使用料が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、第2改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第2改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第2改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 4 令和11年6月1日（以下「第3改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している公共下水道の使用で、第3改定日から令和11年6月30日までの間に使用料が確定するもの（第3改定日以後初めて使用料が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、第3改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第3改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第3改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。





議第 3 0 号

新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正  
する条例

第 1 条 新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（昭和 6 3 年新発  
田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項の表中「1, 1 0 0 円」を「1, 3 8 0 円」に、「1 2 0 円」  
を「1 5 0 円」に、「1 3 0 円」を「1 7 0 円」に、「1 4 0 円」を「1 7 8  
円」に、「1 5 0 円」を「1 8 6 円」に改める。

第 2 条 新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第 1 3 条第 1 項の表中「1 7 8 円」を「1 8 4 円」に、「1 8 6 円」を「1  
9 8 円」に改める。

第 3 条 新発田市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を次のよう  
に改正する。

第 1 3 条第 1 項の表中

「

| 単位                                             | 月額                |            |
|------------------------------------------------|-------------------|------------|
|                                                | 福島処理区域を除く処理<br>区域 | 福島処理区域     |
| 汚水の排除量が 1 0 立方メートル<br>まで                       | 1, 3 8 0 円        | 1, 3 8 0 円 |
| 汚水の排除量が 1 0 立方メートル<br>を超え、3 0 立方メートルま<br>での分   | 1 5 0 円           | 1 5 0 円    |
| 汚水の排除量が 3 0 立方メートル<br>を超え、5 0 立方メートルま<br>での分   | 1 7 0 円           | 1 7 0 円    |
| 汚水の排除量が 5 0 立方メートル<br>を超え、1 0 0 立方メートル<br>までの分 | 1 8 4 円           | 1 9 0 円    |
| 汚水の排除量が 1 0 0 立方メー<br>トルを超える分                  | 1 9 8 円           | 2 1 0 円    |
| 汚水の排除量 1 立方メートルに<br>つき                         | 4 6 円             |            |

を  
」

| 単位                                  | 月額       | に |
|-------------------------------------|----------|---|
| 汚水の排除量が 10 立方メートルまで                 | 1, 380 円 |   |
| 汚水の排除量が 10 立方メートルを超え、30 立方メートルまでの分  | 150 円    |   |
| 汚水の排除量が 30 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの分  | 170 円    |   |
| 汚水の排除量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの分 | 190 円    |   |
| 汚水の排除量が 100 立方メートルを超える分             | 210 円    |   |
| 汚水の排除量 1 立方メートルにつき                  | 46 円     | 」 |

改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例中第 1 条の規定は令和 9 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 10 年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 11 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 令和 9 年 6 月 1 日（以下「第 1 改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している排水施設の使用で、第 1 改定日から令和 9 年 6 月 30 日までの間に使用料が確定するもの（第 1 改定日以後初めて使用料が確定する日が同月 30 日後である排水施設の使用にあっては、当該確定したもののうち、第 1 改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第 1 改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第 1 改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。
- 令和 10 年 6 月 1 日（以下「第 2 改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している排水施設の使用で、第 2 改定日から令和 10 年 6 月

30日までの間に使用料が確定するもの（第2改定日以後初めて使用料が確定する日が同月30日後である排水施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、第2改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第2改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第2改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 4 令和11年6月1日（以下「第3改定日」という。以下この項において同じ。）前から継続している排水施設の使用で、第3改定日から令和11年6月30日までの間に使用料が確定するもの（第3改定日以後初めて使用料が確定する日が同月30日後である排水施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、第3改定日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（第3改定日前の直近の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から第3改定日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議第 3 1 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

新発田市長      二階堂      馨

## 記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
新発田市温泉活用施設紫雲の郷館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社H E S T A大倉
- 3 指定の期間  
令和9年4月1日から令和12年3月31日まで